

薬食総発第 0808001 号  
平成 19 年 8 月 8 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

### 登録販売者試験の実施について

医薬品行政につき、平素から種々御配慮を頂いているところであり、感謝申し上げます。

さて、薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）が公布され、都道府県において、一般用医薬品の販売等に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験として、登録販売者試験を実施することとされました。厚生労働省では、登録販売者試験の難易度等について格差が生じないようにするとともに、その内容について一定の水準が保たれるよう、「登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会」を開催し、試験の出題範囲、試験の実施方法、受験資格等について、具体的に検討を進めてきたところです。

今般、本検討会において取りまとめられた報告書を踏まえて、「登録販売者試験実施要領」（以下「実施要領」という。）を通知することとしました。

貴職におかれては、本実施要領の趣旨を十分勘案し、適正な試験の実施が行われるようお願いいたします。

なお、受験資格及び試験を免除する者に関しては、当該報告書を踏まえ、下記のとおりとする予定です。

本実施要領に記載された事項中の試験方法、実施回数及び試験項目と、下記の受験資格及び試験を免除する者に関する基本的事項については、追って省令の改正及び施行通知を発出する予定である旨申し添えます。

### 記

#### 1 受験資格について

(1) 実務経験について

1年間の実務経験を求めることとする。

なお、実務経験については、専門家である薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下、医薬品の販売等の現場において、医薬品の取扱いを知ることや、購入者等からの要望を聞きそれを専門家に伝えて応答の仕方を知ることなどを内容とする。

また、実務経験の確認は、受験資格として求める内容を伴ったものであることを客観的に証明できる方法によることとする。

(2) 学歴について

高校卒業程度を求めることとする。なお、高校卒業程度の要件を満たさない場合には、高校卒業程度の代わりに3年間の医薬品の販売に関する実務経験を有していることを求めることとする。

2 試験を免除する者について

登録販売者試験を免除する者に該当するものは設けないこととする。

なお、薬学教育における6年制課程の卒業者の受験資格については、上記1(1)の実務経験は求めないこととする。

以上